

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

フルトラニル

1. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	, , -トリフルオロ - 3' - イソプロポキシ - o - トルアニリド				
分子式	C ₁₇ H ₁₆ F ₃ NO ₂	分子量	323.3	CAS NO.	66332-96-5
構造式					

2. 開発の経緯等

フルトラニルは、ミトコンドリア内の電子伝達系に作用し、担子菌類に選択的に活性を示す殺菌剤である。本邦では現在水稻、ばれいしょ、芝等に対して適用がある。

原体の国内生産量は、386.2 t (17年度)、124.6 t (18年度)、351.0 t (19年度)であった。

年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2008-（（社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

外観・臭気	白色固体結晶、無臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}OC} = 313 \sim 743$ (25)
密度	1.327g/cm ³ (20)	オクタノール / 水分配係数	$\log P_{ow} = 3.77$ (25)
融点	101.2 ~ 103.2		
沸点	256	生物濃縮性	BCF _{ss} = 98 BCF _k = 100 (試験濃度：0.05 mg/L)
蒸気圧	6.54×10^{-6} Pa (25)	水溶解度	6.63 mg/L (20)

・安全性評価

許容一日摂取量（ADI）	0.087 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成19年12月20日付けで、フルトラニルのADIを0.087 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量8.7 mg/kg体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

・水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

水田使用及び非水田使用のいずれの場面においても使用されるため、それぞれの使用場面について水濁 PEC を算出し、両者を合算する。

（1）水田使用時の水濁 PEC

水濁 PEC が最も高くなる以下の使用方法の場合について、以下のパラメーターを用いて算出する。

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	7%粒剤	I : 単回の農薬使用量（有効成分 g/ha）	2800
使用場面	水田	N_{app} : 総使用回数（回）	3
適用作物	水稲	A_p : 農薬使用面積（ha）	50
農薬使用量	4 kg/10a		
総使用回数	3回		
地上防除 /航空防除	地 上		
施 用 法	湛水散布		

（2）非水田使用時の水濁 PEC

水濁 PEC が最も高くなる以下の使用方法の場合について、以下のパラメーターを用いて算出する。

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	25%水和剤	I : 単回の農薬使用量（有効成分 g/ha）	83333

使用場面	非水田	N_{app} ：総使用回数（回）	8
適用作物	芝	A_p ：農薬使用面積（ha）	37.5
希釈倍数	300倍		
農薬使用量 （希釈液として）	10 L/m ²		
総使用回数	8回		
地上防除 /航空防除	地 上		
施用法	散 布		

（3）水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC _{Tier1} (mg/L)
水田使用時	0.11182 ...
非水田使用時	0.008691 ...
うち地表流出寄与分	0.008652 ...
うち河川ドリフト寄与分	0.000039...
合 計 ¹⁾	0.120 ... ÷ <u>0.12 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

・ 総 合 評 価

1．水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	0.23 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
$0.087 \text{ (mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ (kg)} \times 0.1 / 2 \text{ (L/人/日)} = 0.231... \text{ (mg/L)}$ <p style="text-align: center;">ADI 平均体重 10%配分 飲料水摂取量</p>	

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	2 mg/L
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	0.2 mg/L
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	2 mg/L
水質評価指針 ⁵⁾	0.2 mg/L
WHO飲料水水質ガイドライン ⁶⁾	なし

¹⁾ 平成17年8月3日改正前の「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月2日農林省告示346号）第4号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成2年5月24日付け環水土77号環境庁水質保全局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ 「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」（平成6年4月15日付け環水土第86号環境庁水質保全局長通知）において設定された指針値。

⁶⁾ Guidelines for Drinking-water Quality (First addendum to 3rd edition)

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier1} = 0.12$ (mg/L)であり、登録保留基準値 0.23 (mg/L)を下回っている。

3. 農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量 (mg/人/日) ¹⁾		備考				
食品経由 ²⁾	小計 0.9925 mg					
水質経由	飲料水 0.46 mg	0.23 mg/L × 2 L/人/日 (基準値案) (飲料水摂取量)				
農薬理論最大摂取量 1.4525 mg						
ADI (mg/人/日) ³⁾ 4.6371 mg						
対 ADI 31.3 %						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">(うち食品経由)</td> <td style="border: 1px dashed black;">21.4 %</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">(うち水質経由)</td> <td style="border: 1px dashed black;">9.9 %</td> </tr> </table>		(うち食品経由)	21.4 %	(うち水質経由)	9.9 %	
(うち食品経由)	21.4 %					
(うち水質経由)	9.9 %					

¹⁾ 表中の数値の一部は、計算過程において算出された値を機械的に記載したものであり、必ずしも有効数字桁数に対応した数値ではない。

²⁾ 食品規格については、各食品群毎の基準値を基に算出した理論最大摂取量を示す。

³⁾ 平均体重 53.3 kg で計算